

第48回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2019年3月31日（日曜日）
午前10時（受付開始時間：午前9時）

場所

東京都江東区有明三丁目6番11号
東京ファッションタウンビル
（TFTビル）東館5階

開催会場が昨年と異なりますので、
末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照いただき、お間違いのない
ようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役に対するストック・オプション報酬制度の導入の件
- 第7号議案 会計監査人選任の件

目次

第48回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	21
監査報告書	23
株主総会参考書類	27

株式会社大塚家具

証券コード：8186

(証券コード 8186)
2019年3月15日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目6番11号
株式会社 大塚家具
代表取締役社長 大塚 久美子

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月29日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年3月31日（日曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目6番11号
東京ファッションタウンビル（TFTビル）東館5階
※昨年の会場より変更となっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照
いただき、お間違いのないようご注意ください。
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第48期（自2018年1月1日 至2018年12月31日） 事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額設定の件
第5号議案 監査役の報酬額設定の件
第6号議案 取締役に対するストック・オプション報酬制度の導入の件
第7号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の表示のない議決権行使書用紙の取り扱いについて

各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) 一部書類のインターネット上のウェブサイト掲載について

招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.idc-otsuka.jp/company/ir/meeting/>) に掲載することをもちまして、株主の皆様に対するご提供とみなさせていただきますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

- ① 株主資本等変動計算書
- ② 計算書類の個別注記表

従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.idc-otsuka.jp/company/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2018年 1月 1日)
(至 2018年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、景気においては緩やかな回復基調の中、雇用・所得環境の改善により個人消費は持ち直しの動きが見られましたが、当社の事業と関連の深い住宅発売戸数は低調に推移しました。

このような環境のもと、当社は、店舗面積の最適化を含む次世代店舗網の構築、全店企画や店舗毎の販売促進策の推進、新商品の投入、EC事業の強化、法人需要取り込みに向けた諸施策に取り組みました。

店舗網につきましては、店舗面積の適正化を進めるため、6月に大型店である「有明本社ショールーム」と「大阪南港ショールーム」を減床リニューアルしました。「有明本社ショールーム」につきましては、減床するとともに、当社の強みであるコンサルティング型店舗レイアウトを変更したことにより、インテリアのプロフェッショナルにより住まいの悩みを解決するサービスをより具体的に提供できるようになりました。また、株式会社ティーケーピーとの業務提携により、3月に「新宿ショールーム」8階イベントホールの運営を委託し、4月には「仙台ショールーム」7階、8階を転貸しました。出退店につきましては、経営ビジョンに基づく次世代店舗網構築の一環としてブランド特化型ショップ「ポルトローナ・フラウ東京青山」を3月にオープンしました。また、費用負担が少なくスピーディーな出店が可能な業務提携店形式により、2月に埼玉県熊谷市の八木橋百貨店、4月に山梨県甲府市の岡島百貨店に出店しました。一方で、2月に「L I F E S T Y L E S H O P 名古屋駅前」、4月に「名古屋星崎ショールーム」、5月に「春日部ショールーム」、12月に「立川ショールーム」を閉店しました。関東のアウトレット&リワース事業につきましては、「南船橋店」と「横浜みなとみらいショールーム」へ集約しました。

営業施策につきましては、9月28日より商品構成の見直しと在庫削減を目的とした店頭での催事を開催した結果、10月・11月と2ヶ月連続で売上前年比プラスとなりました。

商品開発につきましては、低迷する寝具売上高の回復を目指し、当社主力商品であるプレミアムマットレスブランド「REGALIA (レガリア)」を全面的にリニューアルしました。2月よりスタンダードライン3モデル、3月にハイグレードライン3モデル、4月

にハイエンドライン3モデルを投入しました。投入後、「快眠ベッドフェア」、「ダブルクッション販促キャンペーン」等を開催し、新モデルのマットレス販売促進を積極的に展開した結果、新モデル投入後の「REGALIA（レガリア）」の売上高は前年同期比（3月～12月）103.8%となり、寝具売上高に寄与しました。

EC事業につきましては、当社ECサイトでは、商品情報とともにレイアウトのポイントや事例紹介等の内容の充実と、当社ホームページとの相互リンクの強化等ユーザビリティ向上に努めました。また、外部ECサイトにおいては、5月に総合オンラインショップAmazon.co.jp、9月には株式会社ベガコーポレーションの運営するサイト「Laiig（ライグ）」での販売をスタートしました。これらの結果、EC売上高は前年比169.1%となりました。

住宅事業者等の販売提携につきましては、販路修復や新規提携に注力し、販売提携売上は前年比152.3%となりました。

しかしながら、店頭販売につきましては、新築まとめ買い需要依存度の高い大型店において入店件数が前年同期比2桁のマイナスとなったこと、また、店舗規模適正化における売場面積の縮小等で減床後の新旧商品の入れ替えなど商品展開の対応が不十分であったことが成約率の低下につながり、売上高は低調となりました。

以上の結果、売上高は373億88百万円(前期比9.0%減)となりました。主な内訳は、店舗は339億62百万円(前期比12.9%減)、コントラクトが32億22百万円(前期比60.4%増)であります。

売上総利益は、店舗再編等今後のビジネスモデルや販売状況を踏まえた商品評価基準の見直しに伴い、たな卸資産評価損8億26百万円を売上原価に計上し、165億57百万円(前期比20.9%減)となりました。

販売費及び一般管理費は、賃借料の低減、抑制により217億26百万円(前期比16.7%減)、営業損失は51億68百万円(前期は51億36百万円の損失)、経常損失は53億13百万円(前期は51億44百万円の損失)、当期純損失は、固定資産売却益等特別利益23億12百万円、減損損失等特別損失2億12百万円の計上により、32億40百万円(前期は72億59百万円の損失)となりました。

部門別商品別売上高

区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %	区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %
家	収 納 家 具	430	1.2	△25.5	家 具	電 気 ・ 住 器	1,596	4.3	0.8
	和 家 具	108	0.3	△22.3		単 品	714	1.9	△19.4
	応 接	8,682	23.2	△11.9		リトグラフ・絵画	30	0.1	△24.6
	リビングボード	1,924	5.1	△12.2		そ の 他	2,920	7.8	29.0
具	学 習 ・ 事 務	1,841	4.9	△11.4	家 具 売 上 高 計	37,342	99.9	△9.0	
	ダ イ ニ ン グ	6,729	18.0	△13.6	不 動 産 賃 貸 収 入	45	0.1	△4.8	
	ジュータン・カーテン	3,366	9.0	△6.4	合 計	37,388	100.0	△9.0	
	寝 具	8,998	24.1	△10.3					

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は1億21百万円で、その主なものは、店舗設備費用、システム開発費用であります。

(3) 資金調達の状況

債権流動化により13億円の資金調達を行っております。

また、2019年3月4日に第三者割当の方法による新株式の発行により25億98百万円の資金調達を行っており、引き続き、第三者割当の方法による新株式及び新株予約権の発行により、50億50百万円の資金調達を行う予定であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は、顧客ニーズや為替変動などに適応した付加価値の高い「商品開発」、質の高いコンサルティング等を支える「人材育成」、価格競争力を維持するための「効率化」を不断に取り組みべき第一義的な課題と考え、経営戦略の推進及びそのために必要となる経営体制の整備を図ってまいります。特に以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

① ビジネスモデルの構築・定着

消費者のニーズや購買行動の変化を背景に、次世代店舗網の構築を進め、身近な店舗作りを推進してまいります。また、当社の強みである質の高いコンサルティングサービスの提供や外商活動を通して、顧客の様々なニーズにきめ細やかに対応し、長期的にお付き合いいただける顧客作りに取り組んでまいります。EC事業については、インターネット上のプレゼンスを高め、新規顧客層の開拓とリアル店舗への集客を強化するとともに、ECを店舗と並ぶ第二の柱にするよう取り組みます。リワース事業については、買取り・下取りサービスによる買い替え需要を喚起していくとともに、信頼できる家具リユース市場の確立に取り組んでまいります。これらの施策に加え、ホテルや高齢者住宅等の法人需要の取り込みにも注力し、引き続きビジネスモデル構築及び定着を図ってまいります。

さらに、2018年12月21日に中国家具販売企業の居然之家(Easyhome)と業務提携に関する基本合意を締結し、2019年2月15日に株式会社ハイラインズと業務・資本提携を締結しました。これらの契約により、海外販路の獲得や越境ECへの出店の取組みを進めてまいります。また、国内においても、同日に締結しました株式会社ヤマダ電機との業務提携に関する基本合意により、株式会社ヤマダ電機が行う「家電住まいる館」事業での取組みに加え、リフォーム等周辺分野への事業拡大や法人分野において協業が見込まれます。こうした施策により、業績の回復に努めてまいります。

② 人材育成

新たなビジネスモデルを機軸とし、多様化する消費者のニーズに最適なソリューションを提案できる人材を引き続き育成するとともに、次世代の経営を担う人材の育成に取り組んでまいります。

③ コーポレートガバナンス

変革期にある当社では、外部からの助言や監督が必要であり、バックグラウンドの異なる独立社外取締役を選任するなど取締役会の機能の充実に重点を置き、コーポレートガバナンス・コードを踏まえたコーポレートガバナンス強化に取り組んでまいります。

④ 固定費率の適正化

当社では、固定費が売上高との比較で高い水準にあります。店舗面積の最適化を含む次世代店舗網構築に向けたスクラップアンドビルド、全社ベースでの人員再配置や直間比率の改善による効率化を推進し、固定費圧縮に取り組んでまいります。

⑤ 安定的な財務基盤の確立

2019年2月15日開催の取締役会及び2019年3月8日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行、第1回及び第2回新株予約権の発行による資金調達を行うことを決議いたしました。調達資金の有効な活用を行い、早期の営業黒字化を実現し、安定的な財務基盤の確立に取り組んでまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

コントラクト事業の業容拡大を目指すにあたり、現状では案件管理体制が不十分であるとの課題認識のもと、有効な内部統制の整備及び運用に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	年 度	第45期 (2015年12月期)	第46期 (2016年12月期)	第47期 (2017年12月期)	第48期 (当期) (2018年12月期)
売 上 高 (百万円)		58,004	46,307	41,079	37,388
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)		633	△4,436	△5,144	△5,313
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)		359	△4,567	△7,259	△3,240
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)		19.38	△257.10	△410.62	△172.15
総 資 産 (百万円)		45,712	37,685	29,169	20,927
純 資 産 (百万円)		34,464	26,024	17,648	12,729

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除し、算出しております。
2. 第45期(2015年12月期)より1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「株式付与E S O P信託」が所有する当社株式の数を控除しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
当社には重要な連結子会社がないため、連結計算書類を作成していません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

家具小売 (収納、寝具、ダイニング、応接家具等)

(12) 主要な営業所等

名 称	所 在 地	TEL
本 社	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 4321(代)
有明本社 ショールーム	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 5555(代)
IDC OTSUKA サッポロファクトリー	北海道札幌市中央区北二条東四丁目	011 (200) 4321(代)
銀座 本店	東京都中央区銀座一丁目9番13号	03 (3562) 4321(代)
まるひろ 入間店	埼玉県入間市豊岡一丁目6番12号	04 (2964) 4321(代)
南船橋 店	千葉県船橋市浜町二丁目2番7号	047 (420) 4321(代)
新宿 ショールーム	東京都新宿区新宿三丁目33番1号	03 (5379) 4321(代)
立川 ショールーム	東京都立川市曙町二丁目39番3号	042 (523) 4321(代)
横浜みなとみらいショールーム	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番5号	045 (650) 4321(代)
名古屋栄 ショールーム	愛知県名古屋市中区東桜一丁目14番27号	052 (951) 4321(代)
神戸 ショールーム	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目2番2号	078 (360) 4321(代)
大阪南港 ショールーム	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6612) 4321(代)
なんば パークス	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目10番70号	06 (6633) 4321(代)
福岡 ショールーム	福岡県福岡市博多区下川端町3番1号	092 (281) 4321(代)
仙台 ショールーム	宮城県仙台市青葉区花京院一丁目2番15号	022 (714) 4321(代)
LIFE STYLE SHOP 柏の葉 T-SITE	千葉県柏市若柴227番1	04 (7137) 4321(代)
Modern Style Shop 淀屋橋	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	06 (6222) 4321(代)
アウトレット&リワース プレミアム 有明	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 4320(代)
アウトレット&リワース 新宿	東京都新宿区新宿三丁目33番1号	03 (5379) 6222(代)
アウトレット&リワース 大阪南港	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6612) 7770(代)
法人コントラクト営業第1部	東京都新宿区市谷八幡町14	03 (6265) 3222(代)
法人コントラクト営業第2部	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	06 (6616) 7680(代)
法人コントラクト営業第3部	東京都新宿区市谷八幡町14	03 (6265) 0334(代)
法人コントラクト営業第4部	東京都新宿区市谷八幡町14	03 (6265) 0334(代)
法人コントラクト営業第5部	東京都新宿区市谷八幡町14	03 (6265) 0334(代)
法人コントラクト営業第6部	東京都新宿区市谷八幡町14	03 (6265) 0334(代)
Poltrona Frau Tokyo Aoyama	東京都港区南青山五丁目2番13号	03 (3400) 4321(代)
横浜 サービスセンター	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番1	045 (505) 1234(代)
名古屋 サービスセンター	愛知県名古屋市中川区広川町三丁目1番地9	052 (354) 4321(代)
大阪港 サービスセンター	大阪府大阪市港区海岸通二丁目6番15号	06 (6572) 1011(代)
九州 サービスセンター	福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目3番1号	092 (963) 5711(代)
仙台 サービスセンター	宮城県仙台市泉区大沢三丁目3番1号	022 (772) 4321(代)

- (注) 1. LIFE STYLE SHOP名古屋駅前を2018年2月28日をもちまして閉鎖いたしました。
 2. 名古屋星崎サービスセンターを2018年3月1日をもちまして移転し、同日名古屋サービスセンターへ改称いたしました。
 3. Poltrona Frau Tokyo Aoyamaを2018年3月17日をもちまして開設いたしました。
 4. 名古屋星崎ショールームを2018年4月8日をもちまして閉鎖いたしました。
 5. 春日部ショールームを2018年5月27日をもちまして閉鎖いたしました。
 6. 法人コントラクト営業第4部、第5部、第6部を2018年6月1日をもちまして設置いたしました。
 7. 立川ショールーム、アウトレット&リワースプレミアム有明及びアウトレット&リワース新宿を2018年12月31日をもちまして閉鎖いたしました。

(13) 従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	822名	△151名	41.8歳	17.0年
女性	442	△74	36.0	12.0
合計又は平均	1,264	△225	39.8	15.3

(注) 執行役員は、従業員数に含まれておりません。

(14) 主要な借入先

債権流動化により13億円の資金調達を行っております。

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2016年12月期より継続して営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当事業年度におきましても営業損失51億68百万円を計上し、営業キャッシュ・フローはマイナスとなりました。

これらにより当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく以下のとおり対応してまいります。

① 店舗規模の適正化によるコスト圧縮

2018年12月末まで、直営店19店舗（12月31日閉店3店舗含む）、1営業所、提携店5店舗を展開しております。2018年度は、直営店1店舗・提携店2店舗を出店する一方で、直営店6店舗・提携店2店舗を閉店、5店舗の減床を実施しました。また2019年1月14日に直営店2店舗の閉店も実施しました。こうした施策により、賃借料の削減を図ってまいります。

② 人員再配置によるコスト圧縮

本社をはじめバックオフィス部門の人員数を削減し、間接部門から営業部門への人員再配置等を行っております。こうした施策により、追加的な採用を最小限に留め人件費を抑制してまいります。

③ 売上改善策

当事業年度においては、寝具の主力商品リニューアル及びその販売促進により、近年低迷が続いていた寝具売上の回復を図っております。今後も、売上構成比の高い寝具や応接といった分類での主力商品のリニューアルを推進するとともに、ECビジネスの展開や法人提携売上の強化に努めてまいります。また、ブランドイメージ刷新のためのブランディング構築並びに積極的なマーケティング及びプロモーションを行ってまいります。その一環として、9月末から11月に商品構成の見直しの推進と在庫削減を目的として店頭での催事を開催いたしました。

さらに、2018年12月21日に中国家具販売企業の居然之家(Easyhome)と業務提携に関する基本合意を締結し、2019年2月15日に株式会社ハイライズと業務・資本提携を締結しました。これらの契約により、海外販路の獲得や越境ECへの出店の取組みを進め、売上改善に取り組んでまいります。また、国内においても、同日に締結しました株式会社ヤマダ電機との業務提携に関する基本合意により、株式会社ヤマダ電機が行う「家電住まいる館」事業での取組みに加え、リフォーム等周辺分野への事業拡大や法人分野における協業が見込まれます。こうした施策により、業績の回復に努めてまいります。

④ 安定的な財務基盤の確立

2019年2月15日開催の取締役会及び2019年3月8日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行、第1回及び第2回新株予約権の発行による資金調達を行う事を決議いたしました。調達資金の有効な活用を行い、早期の営業黒字化を実現し、安定的な財務基盤の確立を図ってまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上にあることから、現時点においては、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められます。

上記改善策を着実に実施し、継続企業的前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の解消に努めてまいります。

2. 会社の株式に関する事項 (2018年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 43,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 18,929,946株 (自己株式470,054株を除く。)
 (3) 株主数 15,360名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 き き よ う 企 画	1,292 千株	6.83 %
株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー	1,290	6.81
株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	570	3.01
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	508	2.69
大 塚 春 雄	468	2.48
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	356	1.88
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	312	1.65
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	311	1.64
株 式 会 社 S B I 証 券	284	1.50
大 塚 家 具 従 業 員 持 株 会	241	1.28

(注) 持株比率は、自己株式470,054株(「株式付与ESOP信託口」が保有する自己株式104,400株を除く)を除外して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2018年12月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2018年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 塚 久美子	法人本部長 秋田木工株式会社取締役会長
取 締 役	宮 本 恵 司	社長補佐兼営業本部管掌 株式会社ジャパン・マネージメント・パートナーズ代表取締役社長 株式会社ジャパン・マーケティング・コミュニケーションズ取締役社長
取 締 役	佐 野 春 生	専務執行役員商品流通本部長兼商品部長 リンテリア株式会社取締役
取 締 役	阿久津 聡	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 株式会社アダストリア社外取締役 株式会社ノジマ社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	瀬 戸 伸 正	秋田木工株式会社監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	長 沢 美 智 子	東京丸の内法律事務所弁護士 独立行政法人都市再生機構契約監視委員会委員長 国立研究開発法人建築研究所監事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 富 正 博	公認会計士 株式会社バリュークリエイイト代表取締役 慶應義塾大学ビジネススクール非常勤講師 株式会社SUMCO社外取締役 (監査等委員)

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

就任

2018年3月26日付

取締役(常勤監査等委員) 瀬 戸 伸 正

退任

2018年3月26日付

取締役(監査等委員) 西 山 都

取締役(監査等委員) 西山都氏は、辞任による退任であります。

2018年4月30日付

取締役 杉 谷 仁 司

取締役杉谷仁司氏は、辞任による退任であります。

2. 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

2018年3月26日付

氏名	(新)	(旧)
宮本 恵司	取締役社長補佐兼営業本部管掌	取締役社長補佐

2018年4月1日付

氏名	(新)	(旧)
杉谷 仁司	取締役常務執行役員総務部・財務部管掌	取締役常務執行役員総務部・財務部管掌兼財務部長

2018年4月5日付

氏名	(新)	(旧)
杉谷 仁司	取締役	取締役常務執行役員総務部・財務部管掌

2018年7月1日付

氏名	(新)	(旧)
佐野 春生	取締役専務執行役員商品流通本部長兼商品部長	取締役専務執行役員商品部長兼商品部長兼流通本部長

3. 取締役阿久津聡氏、取締役（監査等委員）長沢美智子氏及び三富正博氏は社外取締役であります。なお、同氏らは、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
4. 取締役宮本恵司氏、阿久津聡氏、取締役（常勤監査等委員）瀬戸伸正氏、取締役（監査等委員）長沢美智子氏及び三富正博氏の重要な兼職先と当社の間には、特別の利害関係はありません。
5. 取締役（監査等委員）長沢美智子氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員）三富正博氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、瀬戸伸正氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 当社は執行役員制を導入しております。2019年3月8日現在の執行役員は前掲の執行役員を兼務する取締役の他に次の6名を加え7名で構成しております。

上席執行役員	野 杵 基 男	経営企画室・人事部管掌
執行役員	上 野 一 郎	営業本部長兼営業推進部長兼外商部長
執行役員	藤 野 欽 靖	財務部管掌兼経営計画推進プロジェクト統括
執行役員	喜 多 卓 則	総務部長
執行役員	大 塚 雅 之	秘書室長兼法人コントラクト業務部担当部長
執行役員	茅 根 泰 仁	広報室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定される最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額 (千円)
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	56,063 (6,000)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4名 (3名)	23,175 (13,500)
合 計	9名	79,238

- (注) 1. 上記報酬等の額には、2018年3月26日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役(社外)1名及び2018年4月30日付で辞任した取締役1名の支給額が含まれております。
2. 当事業年度における役員退職慰労引当金は業績を勘案し繰入を中断しております。上記の報酬等の総額には含まれておりません。
3. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬として24,600千円を支給しております。
4. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2017年3月24日開催の第46回定時株主総会において、年額2億円以内(うち社外取締役分は、年額3,000万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。)と決議いただいております。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年3月24日開催の第46回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	阿久津 聡	当事業年度開催の取締役会全27回のうち27回に出席し、ブランド・マネジメント研究の専門家としての知識と経験から発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	長 沢 美智子	当事業年度開催の取締役会全27回のうち27回に出席し、また監査等委員会全13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	三 富 正 博	当事業年度開催の取締役会全27回のうち27回に出席し、また監査等委員会全13回のうち13回に出席し、主に経営コンサルタントとしての職務を通じて培われた企業経営等に関する専門的な見地から発言を適宜行っております。

- (注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------|----------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 36,500千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 36,500千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認めた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

監査等委員会は、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認めた場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。当事業年度末日時点における「業務の適正を確保するための体制」の内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員は、大塚家具グループの企業行動基準に基づき、法令及び社内規程等の遵守はもとより、社会規範を尊重し、企業の社会的責任を十分に認識して良識ある事業運営及び職務の遂行を心掛けるものとする。当社は、役職員全員に企業行動基準小冊子と内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布して遵守を徹底する。
- ② 当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口において通報を受付けたときは、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）において迅速かつ適切に調査し、コンプライアンスに違反する事実を確認したときは、是正措置及び再発防止策を実施する。
- ③ 当社は、役員の指名及び取締役の報酬に関する重要事項の検討を行い、その結果を取締役に答申する指名報酬諮問委員会を設置する。
- ④ 監査等委員は、取締役の職務執行を監査するために、必要な範囲で取締役会以外の重要な会議体にオブザーバーとして出席することができる。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査規程、内部統制規程及び監査計画に基づき、業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。また、監査の結果は、代表取締役社長及び監査等委員会のみならず、指定された関連部署の長にも伝達して監査情報を共有する。監査対象部署に指摘事項等が発見された場合は、是正を指示し、その是正状況を確認する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報並びにこれを記録した文書及び電磁的記録等は、法令、定款、文書保存規程、機密情報管理規程、稟議規程等に基づき適切に保存及び管理する。
- ② 取締役は、取締役の職務執行に係る情報を随時閲覧又は聴取できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危険の管理に関する規程として、リスク管理規程、コンプライアンス・リスク管理委員会規程、内部通報規程、投資委員会規程、インサイダー取引管理規程、情報システムセキュリティ規程、個人情報保護規程等を制定し、各規程を適切に運用する。

- ② CR委員会は、会社が直面する又は将来直面する可能性のあるコンプライアンスに関する問題、企業価値や事業運営に重大な影響を及ぼす緊急事態に対して、迅速かつ適切に対策を決定して実施し、その実施状況を確認するとともに再発防止策を速やかに講じる。また、CR委員会が必要と判断した事項は、代表取締役社長へ報告又は決裁を仰ぎ迅速に対応する。CR委員会の委員長は、コンプライアンス・リスク管理を担当する執行役員とする。
- ③ リスク管理を所管する部署は、業務遂行の適正性を管理するとともに、リスクの発生を未然に防止する組織横断的なリスク管理を行い、その有効性を定期的に評価する。
- ④ 大災害等の緊急事態が発生した場合、当社は、事業を継続するにあたり、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損失を最小限に止めるための対策を迅速かつ的確に決定し実行する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則として毎月一回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項を決議する。また、取締役の職務執行を監督する。
- ② 代表取締役社長の諮問により経営に関する重要事項の立案、調査及び検討を行い、その結果を答申する諮問委員会を設置する。
- ③ 執行役員制度に基づき、経営の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を強化して、効率的に職務を執行する。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社ならびに子会社の役職員は、大塚家具グループの企業行動基準及び業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守するものとする。子会社の内部統制システムは、原則として子会社が自主的に整備するものとし、必要に応じて当社に助言を求める。
- ② 子会社を所管する部署の長は適宜、当社の内部監査部門に業務監査の実施を指示し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ③ 子会社の役職員は、大塚家具グループに著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直ちに、当社の子会社を所管する部署の長、又は内部通報の受付窓口を通じてCR委員会に報告するものとし、CR委員会は、対応を協議し迅速に対処する。
- ④ 子会社を所管する部署の長は、効率的なグループ経営を推進するため、必要ある場合は子会社との会議を開催して情報交換を行う。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項並びにその取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が職務を補助する役職員を求めた場合、当社は、必要な役職員を配置する。
- ② 監査等委員会の職務を補助する役職員は、その職務にある期間は、当該監査等委員以外の役職員からの指揮命令は受けない。また、当該役職員の当該期間における人事考課等については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ③ 監査等委員会の職務を補助する役職員は、監査等委員会が必要と認めた場合に限り、監査等委員と共に、取締役会その他の重要な会議体に出席することができる。

(7) 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 役職員は、社内外からの情報により、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直接又はリスク管理を所管する部署を通じて当該事実を監査等委員会に報告する。
- ② リスク管理を所管する部署の長及び内部監査部門の長は、定例で監査等委員とのミーティングを開催し、リスク管理の状況、業務監査の結果及び内部統制の運用状況の評価等について報告する。
- ③ 監査等委員会は、いつでも役職員に対して報告を求め、関連する資料を徴求することができる。

(8) 子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 子会社の役職員は、子会社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、当該事実を子会社を所管する部署の長に報告する。
- ② 子会社を所管する部署の長は、子会社の役職員から報告を受けた事項について、すみやかに当社の監査等委員会に報告するものとする。

(9) 監査等委員に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員に報告をした者について報告の事実及び報告内容を秘匿し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨、関連規程において明記する。

- ② 監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員から職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用等が明らかに監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じる。

(11) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査等委員は、会計監査人、リスク管理を所管する部署の長、内部監査部門の長及び子会社を所管する部署の長等との連携を密にし、効率的に監査を実施する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に準拠した内部統制システムの整備、運用及び評価を行う指針として内部統制規程を制定する。
- ② 当社は、構築した内部統制システムの整備状況及び運用状況を評価した上で、適宜、必要な是正を行って内部統制システムを適正に機能させることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(13) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりをもち、毅然とした態度で臨み、これらの脅威に屈しないことを基本方針とし企業行動基準に定める。
- ② 当社は、反社会的勢力の排除に関し、企業行動基準に基本的な考え方を示し役員全員に周知徹底を図るとともに、対応マニュアルを整備し、警察や顧問弁護士等と連携して組織全体として対応する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

全役職員に企業行動基準小冊子及び内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布し、コンプライアンスの徹底を図っております。また、コンプライアンスを所管する部署において、業務の適正性や各種法改正等の状況に応じて、社内規程等を適時適切に整備するとともに、社内に周知し、遵守を徹底しております。

(2) リスク管理体制

リスク管理を所管する部署は、業務プロセスや不正リスク等に関するレビューを実施し、各部署との情報共有を図るとともに、全社におけるリスク情報の迅速な報告体制を整備して適切に対応しております。報告されたリスク情報は、C R委員会において迅速に対処し、適切に措置しております。

(3) 財務報告に係る内部統制

内部監査室が実施する全社的な内部統制の有効性の評価、及び各業務のプロセスオーナーによる内部統制の自主点検を年2回実施し、内部統制の有効性及び適正性を検証するとともに、その結果については、C R委員会の審議を経て、取締役会に報告しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針は、株主への利益還元を重要な課題の一つとして位置づけ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本としたうえで、財務状況や業績の見通し等を勘案しながら総合的に判断・決定していくこととしております。

しかしながら、事業の抜本的な立て直しを急務とした新たな計画の策定に時間を要していること及び3期連続の当期純損失となったことから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたく存じます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,096,540	流動負債	6,410,789
現金及び預金	3,195,181	支払手形	199,235
受取手形	45,064	買掛金	1,211,918
売掛金	1,762,974	短期借入金	1,300,000
商 品	9,143,528	未払金	307,243
前 渡 金	173,812	未払費用	1,069,094
前払費用	715,236	未払法人税等	94,372
その他の	77,284	前受り金	1,453,053
貸倒引当金	△16,541	販売促進引当金	271,775
		ポイン ト引当金	14,949
		その	369,710
		の	119,436
		固 定 負 債	1,786,685
固定資産	5,830,496	受入保証金	130,347
有形固定資産	194,980	役員退職慰労引当金	500,726
建 物	11,498	事業構造改善引当金	714,011
工具、器具及び備品	5,303	資産除去債務	365,171
土 地	178,178	繰延税金負債	64,078
		その	12,349
		の	
		負 債 合 計	8,197,474
投資その他の資産	5,635,516	(純資産の部)	
投資有価証券	595,042	株 主 資 本	12,473,770
関係会社株式	78,000	資 本 金	1,080,000
長期前払費用	1,202	資 本 剰 余 金	3,690,470
差入保証金	4,719,752	資 本 準 備 金	3,690,470
その他の	243,118	利 益 剰 余 金	8,451,304
貸倒引当金	△1,600	利 益 準 備 金	270,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	8,181,304
		別 途 積 立 金	11,420,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△3,238,695
		自 己 株 式	△748,003
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	255,792
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	255,792
資 産 合 計	20,927,037	純 資 産 合 計	12,729,562
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	20,927,037

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

損益計算書

(自 2018年1月1日
至 2018年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	37,388,271
売上原価	20,830,430
売上総利益	16,557,841
販売費及び一般管理費	21,726,537
営業損失	5,168,695
営業外収益	
受取利息及び配当金	19,804
その他の	85,950
営業外費用	
支払利息	5,117
支払手数料	149,887
その他の	95,999
経常損失	251,004
特別利益	5,313,945
固定資産売却益	1,401,927
投資有価証券売却益	900,811
その他の	9,960
特別損失	2,312,699
減損損失	167,443
関係会社株式評価損	20,000
その他の	24,886
税引前当期純損失	212,329
法人税、住民税及び事業税	28,020
法人税等調整額	△789
当期純損失	3,213,575
	27,231
	3,240,807

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年3月9日

株式会社 大塚家具
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山宗武 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉川高史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大塚家具の2018年1月1日から2018年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に

は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2019年2月15日開催の取締役会及び2019年3月8日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式の発行を行うこと並びに第1回及び第2回新株予約権の発行を行うことを決議し、新株式発行の一部については2019年3月4日に払込が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
 なお、事業報告における対処すべき課題に記載のとおり、コントラクト事業の業容の拡大を目指すにあたり、現状では案件管理体制が不十分であるとの課題認識のもと、有効な内部統制の整備及び運用に取り組むことが記載されていることから、今後の監査におきましては上記有効な内部統制の整備及び運用の取組とその実施状況を監視してまいります。
- ④当社においては、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、その解消が喫緊の課題であります。当社においては、その課題解消に向け、店舗規模の適正化や人員再配置によるコスト圧縮、売上改善策、とりわけ、2018年12月の中国家具販売企業との業務提携、2019年2月のハイラインズとの業務・資本提携による海外販路獲得、越境ECへの出店取組み、国内企業との業務提携等の各施策を通して、業績の回復を図ろうとしており、今後の監査におきましては、引き続き会社によるこれらの取り組みについて監視を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年3月11日

株式会社 大塚家具 監査等委員会
 監査等委員長 瀬戸 伸正 ㊟
 監査等委員長 沢 美智子 ㊟
 監査等委員 三 富 正 博 ㊟

(注) 監査等委員長沢美智子及び三富正博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 定款変更の理由

- (1) 第三者割当増資及び業務・資本提携等による業績の改善を図るうえで、経営の透明性を最大限確保しつつ経営戦略の確実な実行を期すため、監査役会設置会社に移行いたしたく、監査役会及び監査役に関する規定の新設並びに監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の削除等を行うものであります（現行定款第28条、第33条ないし第36条及び附則第1条、並びに変更案第4条、第20条ないし第23条、第25条、第27条、第28条、第30条、第32条ないし第41条及び第44条）。
- (2) 今後の事業展開に備えて、事業目的を追加及び一部改定するものであります（変更案第2条）。
- (3) 事業の繁忙期と年度決算手続きの時期が重なる現状に鑑み、両業務の効率性と更なる安全性を確保するため、決算期（事業年度の末日）を毎年12月31日から、毎年4月30日に変更するものであります（変更案第13条、第14条、第45条ないし第47条及び附則第1条ないし第6条）。
- (4) 将来の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、現行定款第6条に定める発行可能株式総数を77,600,000株に変更するものであります（変更案第6条）。
- (5) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他、用字・用語の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(9) ~ (13) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(14) 一般及び特定労働者派遣事業</p> <p>(15) 一般乗用旅客自動車運送業務、自動車・船舶・航空機による運送業務及び配送センター管理運営業務</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(16) ~ (19) (条文省略)</p> <p>(20) 土木建築工事及び内装工事の請負</p> <p>(21) (条文省略)</p> <p>(22) 造園の請負</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(23) ~ (26) (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(9) <u>貸会議室及びシェアオフィス等の貸スペースの運営及び運営受託業務</u></p> <p>(10) ~ (14) (現行どおり)</p> <p>(15) <u>屋外広告物、展示ブース及び展示ディスプレイの企画、設計、制作、設置及び管理</u></p> <p>(16) <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></p> <p>(17) <u>一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般及び特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、貨物利用運送事業、自動車・船舶・航空機による運送業務及び配送センター管理運営業務</u></p> <p>(18) <u>引越し並びに荷物の梱包、開梱及び入出荷の請負</u></p> <p>(19) <u>倉庫業</u></p> <p>(20) ~ (23) (現行どおり)</p> <p>(24) <u>土木建築工事、内装工事、建具工事、左官工事、塗装工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事及び造園工事等の各種建設工事の請負及び施工</u></p> <p>(25) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(26) <u>一般建築及び住宅リフォームの請負及び施工</u></p> <p>(27) ~ (30) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会 (新設) (新設)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,300</u>万株とする。</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第 13 条</p> <p>1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招 集)</p> <p>第 14 条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条</p> <p>1. 当社の監査等委員でない取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>4</u>名以内とする。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (削除)</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>7,760</u>万株とする。</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第 13 条</p> <p>1. 当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招 集)</p> <p>第 14 条 定時株主総会は、毎年7月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条</p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条</p> <p>1. <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条</p> <p>1. 当社は、<u>取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条</p> <p>1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>重要な業務執行</u>（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名をする。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 32 条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 33 条</p> <p>1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条</p> <p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
(新 設)	<p>(常勤監査役)</p> <p>第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
(新 設)	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
(新 設)	<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
(新 設)	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 37 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条</p> <p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 42 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 45 条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 46 条 当社は、株主総会の決議によって毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 43 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 第46回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の取締役会による免除及び監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 48 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第 1 条 第14条（招集）の規定の変更は、2019年8月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</p> <p>第 2 条 第22条（取締役の任期）の規定にかかわらず、2019年3月31日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は、2020年4月30日に終了する第49期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第49期事業年度に関する定時株主総会終結の時にこれを削除する。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	第 3 条 第45条 (事業年度) の規定にかかわらず、第49期事業年度は、2019年1月1日から2020年4月30日までの1年4ヶ月間とする。なお、本附則は、第49期事業年度経過後にこれを削除する。
(新 設)	第 4 条 第13条 (基準日) 及び第46条 (期末配当金) の規定の変更は、2019年5月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。
(新 設)	第 5 条 第47条 (中間配当金) の規定にかかわらず、2019年1月1日から始まる第49期事業年度における当社の中間配当金の基準日は、2019年6月30日とする。なお、本附則は、第49期事業年度経過後にこれを削除する。
(新 設)	第 6 条 第43条 (会計監査人の任期) の規定にかかわらず、2019年3月31日開催の定時株主総会で選任された会計監査人の任期は、2020年4月30日に終了する第49期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第49期事業年度に関する定時株主総会終結の時にこれを削除する。

第2号議案 取締役7名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査役会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員でない取締役全員（4名）は任期満了となりますので、監査役会設置会社に移行後の取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は以下に記載のとおりです。

候補者番号

1

おお つか く み こ
大 塚 久美子

1968年2月26日生

再任

取締役候補者とする理由

当社代表取締役社長就任以後、当社グループの企業価値向上に向けて強いリーダーシップを発揮しております。家具販売事業に関する深い知識・経験を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行
1994年 4月 当社入社、経営企画室長
1996年 3月 取締役経営企画室長兼営業管理部部長
2004年 4月 当社顧問
2005年 7月 株式会社クオリア・コンサルティング設立、代表取締役
2007年 1月 フロンティア・マネジメント株式会社執行役員
2009年 3月 当社代表取締役社長
2009年 4月 代表取締役社長兼営業本部長
2013年 3月 代表取締役社長兼営業本部長兼業務管理部管掌
2014年 3月 代表取締役社長兼業務管理部管掌
2014年 4月 代表取締役社長
2014年 7月 取締役
2015年 1月 代表取締役社長
2015年 3月 代表取締役社長兼営業本部長
2016年 5月 代表取締役社長
2017年 10月 代表取締役社長兼法人本部長（現任）
2018年 3月 秋田木工株式会社取締役会長（現任）

所有する当社の株式の数

23,200株

候補者番号

2

さ の はる お
佐 野 春 生

1965年2月27日生

再任

取締役候補者とする理由

当社の取締役専務執行役員として、商品、流通部門を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。営業部門、商品開発、流通部門の統括及び経営戦略の企画立案部門を経験するなど、当社グループ全般に係る豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
1999年 8月 幕張ショールーム店長
2003年 6月 商品部長
2005年 3月 執行役員商品部長
2008年 3月 上席執行役員商品部長
2009年 3月 取締役上席執行役員商品部長
2009年 3月 秋田木工株式会社取締役
2011年 3月 取締役商品部長
2011年 6月 取締役執行役員商品部長
2012年 3月 取締役上席執行役員商品部長
2013年 12月 取締役上席執行役員商品流通本部長兼商品部長
2014年 3月 取締役上席執行役員商品流通本部長
2014年 8月 取締役上席執行役員流通本部長
2015年 3月 取締役流通本部長
2015年 6月 取締役専務執行役員流通本部長
2015年 8月 取締役専務執行役員流通本部長兼経営企画室長
2015年 10月 リンテリア株式会社代表取締役社長
2016年 5月 取締役専務執行役員営業本部長
2016年 11月 取締役専務執行役員営業本部長兼営業企画部長
2017年 2月 取締役専務執行役員営業本部長
2017年 6月 取締役専務執行役員営業本部長兼東日本法人コントラクト営業部長
2017年 10月 リンテリア株式会社取締役（現任）
2017年 10月 取締役専務執行役員営業本部長兼商品本部長
2017年 11月 取締役専務執行役員商品本部長兼商品部長兼流通本部長
2018年 7月 取締役専務執行役員商品流通本部長兼商品部長（現任）

所有する当社の株式の数

なし

候補者番号

3

う え の いち ろう
上 野 一 郎

1966年1月12日生

新任

取締役候補者とする理由

当社の執行役員として営業部門を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。当社入社後、営業活動の第一線を担い、近時は営業統括部門を担うなど、家具販売事業に関する現場視点での深い知識・経験を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
1995年～ 荻窪ショールーム店長に始まり、大阪南港ショールーム店長、有明本社ショールーム店長、新宿ショールーム店長など主要店舗の店長を歴任
2014年 4月 営業本部担当部長
2014年 4月 執行役員営業本部担当部長
2014年 8月 執行役員営業本部担当部長兼有明本社ショールーム店長
2015年 4月 営業本部担当部長
2015年 10月 営業本部長本社ショールーム統括担当部長兼有明本社ショールーム店長
2016年 2月 営業本部担当部長
2016年 11月 営業本部担当部長兼本社ショールーム統括担当部長
2016年 12月 営業本部担当部長兼本社ショールーム統括担当部長兼外商部長
2017年 3月 執行役員外商部長
2017年 6月 執行役員営業副本部長兼外商部長
2017年 11月 執行役員営業本部長兼外商部長
2019年 2月 執行役員営業本部長兼営業推進部長兼外商部長（現任）

所有する当社の株式の数

なし

4

こま ひろ き
 狛 裕 樹

1972年9月25日生

新任

取締役候補者とする理由

当社入社後店舗の営業を経験し、その後本社にて、主に営業部門、経営企画部門を担当しております。家具販売の現場から経営戦略の立案まで、幅広い知識・経験を有しており、当社グループの企業価値向上と持続的な成長のために適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月 当社入社
 2005年～ 本社管理職として、営業推進、ブランド構築、店舗開発等に従事
 2012年 10月 有明本社ショールーム次長
 2014年 8月 営業推進部次長
 2015年 6月 営業本部次長
 2015年 8月 経営企画室次長
 2016年 2月 経営企画室次長兼営業本部担当部長
 2016年 6月 経営企画室担当部長
 2017年 11月 経営企画室長（現任）

所有する当社の株式の数

94株

5

ちん かい は
 陳 海 波

1973年11月30日生

新任 社外

取締役候補者とする理由

経営者として、中国市場を中心とした海外市場での事業展開やECを含むIT分野全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の事業拡大及び業績向上に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年 4月 株式会社シーアンコンサルアンドソリューション設立、代表取締役（現任）
 2003年 4月 太極株式会社（現 株式会社ユー・シー・エル）代表取締役（現任）
 2010年 3月 西安ユニバース有限公司董事長（現任）
 2016年 9月 株式会社ハイラインズ設立、代表取締役（現任）
 2018年 2月 杭州海路EC有限公司董事長（現任）

所有する当社の株式の数

なし

候補者番号

6

た なか みつ お
田 中 満 雄

1945年2月4日生

新任 社外 独立

取締役候補者とする理由

経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制の強化及び企業価値向上につながるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月 トヨタ自動車販売株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社
1998年 2月 ドイツトヨタ有限会社社長
2002年 6月 トヨタ自動車株式会社理事
2004年 5月 札幌トヨペット株式会社取締役社長
2013年 4月 ノーマッド・パートナーズ株式会社取締役社長（現任）

所有する当社の株式の数

なし

候補者番号

7

さ さ き しん いち
佐々木 新 一

1951年5月26日生

新任 社外 独立

取締役候補者とする理由

経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制の強化及び企業価値向上につながるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月 住友商事株式会社入社
2003年 4月 同社理事鋼管本部長
2005年 4月 同社執行役員鋼管本部長
2006年 4月 同社執行役員中国副総代表
2008年 4月 同社常務執行役員欧州総代表
2010年 4月 同社常務執行役員生活産業・建設不動産事業部門長補佐
2011年 6月 同社代表取締役専務執行役員生活産業・建設不動産事業部門長
2013年 4月 同社代表取締役副社長執行役員メディア・生活関連事業部門長
2014年 7月 学校法人立教学院理事
2015年 6月 株式会社ジュピターテレコム代表取締役会長
2017年 5月 学校法人聖路加国際大学（聖路加国際病院）評議員（現任）
2017年 6月 一般財団法人日本ケーブルテレビ連盟会長
2018年 3月 学校法人聖路加国際大学（聖路加国際病院）理事（現任）
2018年 6月 株式会社飯田産業社外監査役（現任）

所有する当社の株式の数

なし

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 粕裕樹氏の所有する当社の株式数には、2018年12月31日現在における従業員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。
3. 陳海波氏、田中満雄氏及び佐々木新一氏は社外取締役候補者であり、田中満雄氏及び佐々木新一氏は株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届け出る予定でございます。
4. 陳海波氏、田中満雄氏及び佐々木新一氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定でございます。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

第3号議案 監査役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査役会設置会社に移行いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案の提案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査役候補者は以下に記載のとおりです。

候補者番号

1

ふじ の よし のぶ
藤野 欽 靖

1971年2月1日生

新任

監査役候補者とする理由

当社の執行役員として財務部門及び経営計画の推進等を担当し、その業務執行において適切な役割を果たしております。当社入社後、営業部門、法人部門において主要な役職を歴任し、近時は営業戦略や経営戦略の企画立案を担うなど、営業面・経営面ともに幅広い知識・経験を有しております。上記の理由から、常勤監査役として経営の意思決定と監督機能の強化に資する人材と判断し、選任をお願いするものであります。

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1992年 4月 当社入社
1999年 5月 名古屋ショールーム店長
2000年 9月 横浜ショールーム店長
2009年12月 営業推進部長
2015年10月 執行役員財務部長
2015年10月 執行役員営業副本部長
2016年 2月 執行役員営業副本部長兼営業推進部長
2016年 7月 執行役員営業推進部長
2016年11月 執行役員社長室プロジェクト担当部長
2017年 4月 執行役員経営企画室長
2017年11月 執行役員営業副本部長
2018年 1月 執行役員営業副本部長兼営業推進部長
2018年 6月 経営計画推進プロジェクト統括執行役員
2019年 2月 執行役員財務部管掌兼経営計画推進プロジェクト統括（現任）

所有する当社の株式の数

11,341株

候補者番号

2

くろ だ かつ し
黒 田 克 司

1947年12月4日生

新任 社外 独立

監査役候補者とする理由

公認会計士としての高度な専門的知識と各種法人での豊富な役員経験を有しており、当社経営の透明性確保において、適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1968年10月 公認会計士井橋会計事務所（現 監査法人日本橋事務所）入所
2011年 7月 生命保険契約者保護機構監事（現任）
2013年 6月 株式会社東京証券取引所社外監査役（現任）
2015年12月 一般社団法人Baker Tilly Japan理事長（現任）
2016年 4月 監査法人日本橋事務所名誉理事長（現任）
2017年 7月 学校法人中央大学監事（現任）

所有する当社の株式の数

なし

候補者番号

3

え とう ま り こ
江 藤 真理子

1971年5月24日生

新任 社外 独立

監査役候補者とする理由

弁護士として培ってきた高度な専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を有しており、当社取締役会において、意思決定の妥当性・適法性を確保すべく適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1994年 4月 三井物産株式会社入社
2002年 4月 最高裁判所司法研究所入所
2003年 10月 弁護士登録、新東京法律事務所（旧 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業））入所
2015年 4月 TMI総合法律事務所入所
2017年 1月 同所パートナー（現任）

所有する当社の株式の数

なし

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 黒田克司氏及び江藤真理子氏は、社外監査役候補者であり、当社は各氏を株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届け出る予定であります。
3. 黒田克司氏及び江藤真理子氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定でございます。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

第4号議案 取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年3月24日開催の第46回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額を「年額2億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内）」とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査役会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の監査等委員でない取締役の報酬額に代えて、取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情を考慮して年額1億4千万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内）と定めることといたしたく存じます。また、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたしたいと存じます。

現在監査等委員でない取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査役会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査役の報酬額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額4千万円以内と定めることといたしたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は3名（うち社外監査役2名）となります。

なお、本議案は第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役に対するストック・オプション報酬制度の導入の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、あわせて当社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対してストック・オプションを付与することについてご承認をお願いするとともに、ストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容のご承認をお願いするものであります。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、第4号議案が原案どおり承認可決されました後は、金銭報酬として年額1億4千万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。

このたび、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、かかる金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。以下、同様。）に対して年額6千万円以内でストック・オプションとして1年間に発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの新株予約権1個あたりの公正価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役は、7名（うち、社外取締役3名）となります。具体的な付与対象者、支給時期及び分配については、取締役会にて決定いたします。

2. 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は3,500個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は350,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任するため、会計監査人として新たに有限責任開花監査法人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が有限責任開花監査法人を会計監査人の候補とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、適切性及び監査品質を具備し、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できるとともに、今後当社が展開を計画している中国事業についての知見、ノウハウ、人脈も有しており、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

2018年12月31日現在

名称	有限責任開花監査法人
主たる事務所	東京都新宿区住吉町2-15
沿革	2018年6月 有限責任開花監査法人設立
概要	資本金 500万円 構成人員 社員 5名

以上

《株主の皆さまへのお知らせ》

株主の皆さまへ年2回お届けしておりました株主通信につきまして、省資源化の観点から2018年12月期より発行を取り止めさせていただきました。今後は、当社ウェブサイト上における情報配信をさらに充実させてまいります。何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

第48回定時株主総会 会場ご案内図



■ 最寄り駅からのご案内



※最寄り駅からは、東京ファッションタウンビル(TFTビル)東館2階のエントランスよりお入りいただき、エレベータにて5階へお進み下さい。



UD FONT
by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。